

## 宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和8年3月26日）掲載

○ 所有する土地が登記簿上農地となっているので、贈与できない

### 【問】

所有する町内の土地の全てを知人に贈与しようと考えているが、そのうちの一筆が20年以上前から資材置き場であったところ、現在は空き地であったにもかかわらず、登記簿では田とされており、贈与できないとのことである。どうすればよいか。

### 【回答】

相談を受けた市町村在住の行政相談委員が役場の農業委員会に相談内容を伝えたところ、この土地は農地法5条に基づく農地転用の許可がなされているとのことでした。

このため、今後の手続について尋ねたところ、この土地は農地転用許可後に国土調査により、隣の宅地とともに合筆されているので、非農地証明書の交付申請を行ってはどうかとの説明がありました。

相談者にその旨伝えたところ、すぐに農業委員会に非農地証明手続を行い、農業委員会の審査を経て、非農地証明書が交付され、贈与が可能になりました。